

令和7年8月29日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 山本 倫久

日欧協定及び日英協定適用のホエイ（乳たんぱく質25%未満）に係る
輸入数量に基づく品目別セーフガードの発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

関税暫定措置法施行令別表第1の42の項及び56の項に掲げる物品については、令和7年度の初日から令和7年7月末日までの日EU経済連携協定（以下「日欧協定」という。）の輸入数量及び日英包括的経済連携協定（以下「日英協定」という。）の輸入数量（日欧協定の輸入数量と日英協定及び環太平洋包括的及び先進的協定（英国を原産地とするものに限る。）の合計輸入数量）が、それぞれ関税暫定措置法第7条の8第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、本年9月1日から令和8年3月31日までの間、下記のとおり品目別セーフガードが発動されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

該当物品	統計品目番号	関税率の変更
日欧協定適用その他のホエイ※のうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの 及び 日英協定適用その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の25%未満のもの	0404.10-126	(発動前) 12.8%+20.4 円/kg ↓ (発動後) <u>23.8%+45 円/kg</u>
	0404.10-136	
	0404.10-146	
	0404.10-166	
	0404.10-176	
	0404.10-186	

※ その他のホエイ（同表第26の項参照）

関税率表第0404.10号の1に掲げる物品のうち、機構輸入品、関税割当制度に関する政令別表第0404.10号の項で定める数量以内のもの、関税割当調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ、法第8条の6第1項の譲許の便益の適用を受けるもの及び法第9条第2項の譲許の便益の適用を受けるもの（第32条第2項第2号に掲げる物品に限る。）以外のもの

【NACCS用品目コードの使用】

本年9月1日以降、当該物品の輸入申告につきましては、NACCS掲示板の業務コード集（共通）に掲載の「5-1. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の8発動時」のものが適用となりますので、十分ご注意願います。

また、本品目別セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、同期間終了後に日欧協定又は日英協定税率を適用して蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS 用品目コードは「その他のもの」を使用して、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行ってください。詳細については、NACCS掲示板をご参照ください。

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313) までお問い合わせください。